

手荷物一時預り約款

1. 公示について

手荷物一時預り所にはこの約款を公示します。

2. お預りできないもの

- (1) 現金・貴重品（証券、貴金属類、重要書類、設計図面等で 30 万円相当以上のもの及び利用者が貴重品と判断するもの）
- (2) 死体
- (3) 動物
- (4) 揮発性又は爆発物等の危険品
- (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪に供させる恐れのあるもの
- (6) 臭気を発するもの。腐敗変質しやすいもの
- (7) 不潔なもの及び保管場所（倉庫）を汚損・き損する恐れのあるもの
- (8) 法律で所持、携帯を禁じられているもの
- (9) その他、保管に適さないと認められるもの

3. 使用料金

1 日 1 個 700 円（税込） 但し、保管が 17 時を越え、翌日以降に引取られる場合、1 日毎の加算料金をいただきます。また、三辺の和が 250cm 以下、重さ 30kg 以下の手荷物を 1 個とします。

4. 保管の方法

手荷物は、預かり開始時のままの姿でお預りします。

5. 保管期間の変更

利用者は、自己の都合により預かり期間の延長、短縮の指図をすることができます。

6. 保管期間とお引取りのない場合の処置

- (1) 延長の指図がない場合、保管期間は最長 30 日までとします。
- (2) 保管期間を超えた場合は当社にて保管品を処分し、その代金をもって使用料金等に充当します。

7. 当社の責任

当社が保管中に生じた紛失・滅失等の賠償の責に任じます。但し、当社又は使用人に故意、又は過失が無かったことを証明した場合はこの限りではありません。

8. 事故による責任

次号の場合は保管品に滅失又はき損等の損害を生じても当社は責任を負わないものとします。

- (1) 天災事変等の不可抗力によるもの
- (2) 司法権等の発動により関係官公署から保管品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (3) 半券の紛失、盗用による場合
- (4) その他当社の責めに帰さない場合

9. 当社の責任で生じた場合の賠償額

全部滅失の場合は申告価格又は 1 個 30 万円のいずれか低い額を限度とし時価により査定します。

10. 利用者の賠償責任

利用者の故意又は過失により、若しくは、この約款及びこれに基づいて定められている規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、その損害相当額の賠償金を申し上げます。

2024 年 11 月 1 日改定
東京シティ・エアターミナル株式会社
手荷物一時預り所（9:00～17:00）
TEL : 03-3665-7308